

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年2月12日

**【四半期会計期間】** 第152期第3四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)

**【会社名】** 日本精工株式会社

**【英訳名】** NSK Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表執行役社長 大塚 紀男

**【本店の所在の場所】** 東京都品川区大崎一丁目6番3号

**【電話番号】** 03 - 3779 - 7111(代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役常務 総務部長 相島 雅一

**【最寄りの連絡場所】** 東京都品川区大崎一丁目6番3号

**【電話番号】** 03 - 3779 - 7111(代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役常務 総務部長 相島 雅一

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第151期 第3四半期 連結累計期間	第152期 第3四半期 連結累計期間	第151期
会計期間		自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 12月31日	自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 12月31日	自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日
売上高	(百万円)	536,630	539,434	733,192
経常利益	(百万円)	31,141	21,862	42,004
四半期(当期)純利益	(百万円)	20,164	13,503	28,514
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	5,547	23,697	29,519
純資産額	(百万円)	278,278	318,582	299,066
総資産額	(百万円)	847,901	839,712	845,073
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	37.30	25.00	52.75
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	37.30		52.75
自己資本比率	(%)	30.7	35.6	33.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	30,519	30,344	57,158
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	38,976	32,391	56,090
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	50,251	2,552	14,637
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	159,241	131,700	135,307

回次		第151期 第3四半期 連結会計期間	第152期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成23年 10月 1日 至 平成23年 12月31日	自 平成24年 10月 1日 至 平成24年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	10.68	3.05

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 当第3四半期連結累計期間の「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

(連結子会社)

新規設立による増加 : 韓国NSKテクノロジー社

当社への吸収合併による減少：NSKプレジジョン(株)  
(持分法適用会社)

新規設立による増加                   ：東振恩斯克精密機械部品(蘇州)有限公司

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更があった事項は次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日(平成25年2月12日)現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) コンプライアンス

当社の韓国における製造・販売子会社は、平成24年7月に、ベアリング(軸受)製品の取引に関して、独占規制及び公正取引に関する法律(公正取引法)違反の疑いがあるとして、韓国公正取引委員会による立入検査を受けました。また、当社のシンガポールにおける販売子会社は、平成25年2月に、ベアリング(軸受)製品の取引に関して、競争法違反の疑いがあるとして、シンガポール競争法委員会による立入検査を受けました。

当社及び当社グループといたしましては、上記を含む国内外の関係当局による調査等に全面的に協力しております。

なお、これらの結果として、今後、課徴金等による損失が発生する可能性があります。現時点ではその金額を合理的に見積ることは困難であり、当社の経営成績等に与える影響は明らかではありません。

#### (2) 訴訟対応

米国において、原告であるベアリング(軸受)製品の購入者等の代表者から、当社及び当社の米国子会社を含む被告らに対して複数の集団訴訟が提起されております。原告は、被告らが共謀して、米国において、ベアリング(軸受)製品の取引に関する競争を制限した等と主張し、被告らに対して、損害賠償、対象行為の差止め等を請求しております。

当社及び当社の米国子会社といたしましては、原告による請求に対して、正当性を主張して争っていく所存です。なお、訴状には、請求金額の記載はありませんが、当該訴訟の結果として、当社の経営成績等へ影響を及ぼす可能性があります。

また、当社又は当社の子会社若しくは関係会社は、上記訴訟と同種の訴訟を今後提起される可能性があります。

### 2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間の世界経済は、米国では緩やかな回復基調が続いているものの、欧州では財政・金融不安の影響を受けて景気低迷が続いており、中国を中心とする新興国でも、輸出の低迷等により経済成長が鈍化しました。また、日本では復興需要による下支えはあるものの、海外経済の減速と円高の継続による輸出の低迷から景気は弱含みで推移しました。当社グループはこのような経済環境下、成長戦略と体質強化を推進し、拡販活動やコストダウンなどに取り組んでまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は5,394億34百万円と前年同期に比べて0.5%の増収となりましたが、営業利益は円高等の影響もあり224億96百万円にとどまり、前年同期に比べて32.2%

の減益となりました。経常利益は218億62百万円と前年同期に比べて29.8%の減益となり、税金費用、少数株主利益を控除した結果、四半期純利益は135億3百万円と前年同期に比べて33.0%の減益となりました。

当社グループのセグメントごとの市場環境と業績は次のとおりであります。

#### 産業機械事業

産業機械関連需要は、前期後半から減少傾向が続いております。各地域において拡販活動に取り組みましたものの、産業機械軸受及び精密機器関連製品共に売上が減少しました。地域別にみると、日本では中国の景気減速に伴い、前期まで堅調であった工作機械や建設機械向けの売上が減少しました。米州では主に南米のアフターマーケット向けが、欧州では一般産業機械や電機関連向けが減少しました。中国ではアフターマーケット及び工作機械向けが減少しました。

この結果、産業機械事業の売上高は1,619億96百万円(前年同期比 16.4%)、営業利益は101億50百万円(前年同期比 51.2%)となりました。

#### 自動車事業

自動車関連需要は、自動車軸受及び自動車部品共に増加しました。地域別にみると、日本では期前半の東日本大震災後の自動車生産の回復やエコカー補助金の効果などにより売上が増加しました。米州では景気の持ち直し等により日系自動車メーカーの販売が回復し、電動パワーステアリングが増加しました。欧州では依然として市場が低迷しており売上が減少しました。中国では自動車市場拡大に鈍化がみられ、足元では日系自動車メーカーのシェア低下の影響も出ております。タイでは自動車購入促進策などによる自動車販売増があり自動車軸受及び電動パワーステアリングが増加しました。

この結果、自動車事業の売上高は3,582億37百万円(前年同期比+13.0%)となりました。営業利益は、円高の影響を受けたものの、この売上の増加を受けて165億98百万円(前年同期比+10.4%)となりました。

### (2) 財政状態の分析

資産合計は8,397億12百万円となり、前連結会計年度末に比べて53億60百万円減少しました。主な増加は有価証券166億4百万円、有形固定資産142億76百万円であり、主な減少は現金及び預金235億5百万円、受取手形及び売掛金243億円によるものであります。

負債合計は5,211億29百万円となり、前連結会計年度末に比べて248億77百万円減少しました。主な増加は短期借入金465億20百万円であり、主な減少は支払手形及び買掛金185億14百万円、長期借入金389億62百万円によるものであります。

純資産合計は3,185億82百万円となり、前連結会計年度末に比べて195億16百万円増加しました。主な増加は四半期純利益135億3百万円、為替換算調整勘定79億76百万円によるものであります。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は1,317億円となり、前連結会計年度末に比べて36億6百万円の減少となりました。また、前年同期末に比べて275億40百万円の減少となりました。

当第3四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られたキャッシュ・フローは、前年同期に比べて1億75百万円減少し、303億44百万円の収入となりました。主な収入の内訳は、税金等調整前四半期純利益215億8百万円、減価償却費250億93百万円、売上債権の減少268億43百万円であり、一方で主な支出の内訳は、仕入債務の減少194億81百万円、たな卸資産の増加65億34百万円、法人税等の支払額90億33百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用されたキャッシュ・フローは、前年同期に比べて65億85百万円減少し、323億91百万円の支出となりました。主な内訳は、有形固定資産の取得による支出340億66百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動に使用されたキャッシュ・フローは、前年同期に比べて528億4百万円増加し、25億52百万円の支出となりました。主な収入の内訳は、短期借入金の増加80億86百万円であり、一方で主な支出の内訳は、長期借入金の返済による支出48億80百万円、配当金の支払額63億46百万円であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間における事業上及び財務上の対処すべき課題とその対処方針は、次のとおりであります。

当社は、平成23年7月に、当社のベアリング(軸受)製品の取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受け、これ以降、国内外の関係当局による調査等を受けております。また、平成24年6月に、当社並びに当社の元役員及び元従業員は、ベアリング(軸受)製品の取引に関する独占禁止法違反の容疑により、東京地方検察庁から起訴されました。

当社及び当社グループといたしましては、国内外の関係当局による調査等に全面的に協力しております。

これら一連の件につきましては、株主の皆様をはじめ、お客様や関係者の皆様に多大なご心配をおかけすることになりましたことを深くお詫び申し上げます。

当社は、これらの事態を厳粛かつ真摯に受け止め、原因の究明を行うと共に、これと並行してコンプライアンス体制のより一層の強化のための様々な取組みを行っております。かかる取組みの一環として、当社は、平成24年3月に、社長及び担当役員から直接の指揮・監督を受けて全社的にコンプライアンス諸施策を推進する上位の社内組織としてコンプライアンス委員会を設置いたしました。同委員会は、コンプライアンス強化に向けた方針を制定し、その方針を実現するためのコンプライアンス強化策を策定・推進するとともに、その実施状況等を監視・監督し、これを定期的に取り締役に報告いたします。

また、同委員会は、社外有識者をアドバイザーとして招聘して、客観的な立場から、専門的知見に基づく助言・提言を得ることとし、これをコンプライアンス体制の更なる充実のための取組みに反映させてまいります。当社は、同委員会が定める方針の下、全社員を対象とした研修等のコンプライアンス強化策を実施してまいります。

なお、当社は、平成24年7月に、同委員会の策定する方針やコンプライアンス強化策に基づき、NSKグループ全体のコンプライアンスに関する業務全般を担当する専任部署として、コンプライアンス本部

法務部の傘下にコンプライアンス推進室を新設いたしました。

さらに、当社は、社内規則についても、「NSK企業倫理規則」、「コーポレートガバナンス規則」及び「コンプライアンス規則」を改定し、新たに「競争法遵守規則」を制定するなど所要の整備を行い、コンプライアンス体制のより一層の強化に努めております。

当社は、新たなコンプライアンス体制の下、全社をあげて、法令遵守の徹底及び企業の社会的責任に基づいた事業活動の推進に、より一層努めてまいり所存であります。

なお、当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

#### 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社グループは、株主・投資家、顧客、国内外の製造・販売会社、地域社会、従業員等の様々なステークホルダーとの相互関係に基づき成り立っております。当社は、当社グループの使命は、社会・環境・経済の全ての面においてバランスのとれた経営を行い、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たすと同時に、本業に徹することにより当社グループの企業価値を増大させることであると考えております。

当社は、資本市場に公開された株式会社であるため、当社に対して投資をいただいている株主の皆様には、当社のかかる考えにご賛同いただいた上で、そのご判断により当社の経営を当社経営陣に対して委ねていただいているものと理解しております。かかる理解のもと、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、最終的には、株主の皆様のご判断によるべきであると考えております。従いまして、当社株式の大量の買付行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、近年のわが国の資本市場の状況を考慮すると、対象となる企業の株主の皆様及び投資家の皆様に対する必要十分な情報開示や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは対象となる企業の取締役会が意見表明を行い、代替案を提示するための情報や時間が提供されずに、突如として、株式の大量の買付行為が強行される可能性も否定できません。このような株式の大量の買付行為の中には、真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を毀損する買付行為もあり得ます。

かかる当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を毀損する当社株式の大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

#### 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

##### (イ) 中期経営計画等による企業価値向上への取組み

当社は、平成21年10月に平成25年3月期迄の中期経営計画を策定いたしました。かかる中期経営計画においても、従来より掲げておりました、メーカーの原点である製品の品質はもとより、あらゆるサービスを含む全ての品質、即ち「トータル・クオリティーにおいて業界No.1の会社になる」ことを中期ビジョンとして掲げ、「成長戦略」と「体質強化」の推進という従来からの基本方針に加えて、「事業軸の強化」により販売・生産・技術が一体となった顧客・事業軸中心の経営を加速させることで、

事業環境の大きな変化の中での次なる成長に向けた事業基盤の構築を目指してまいります。

また、中期ビジョンの達成に向けて、グループ共通施策として(1) 営業力の強化、(2) 技術開発力の強化、(3) 生産力の強化、(4) グローバルマネジメント力の強化、(5) 人材育成力の強化の5つの経営課題を推進してまいります。

また、当社は、事業を通じて世界中のエネルギーロスを削減することが当社グループの社会的責任と捉え、地球環境の保全と社会の持続可能な発展に向けて貢献すべく環境経営のレベルアップを着実に推進し、様々なステークホルダーとの信頼関係構築に努めています。

#### (ロ) コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社は、社会的責任を果たし、企業としての適切な利益を確保し続け、企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保・向上させるために、経営の透明性と健全性を高めていく具体的な体制を積極的に採用しています。平成11年には、当社は執行役員制度を導入の上、社外取締役を招聘し、任意に報酬委員会を設置しました。また、平成15年には、任意に監査委員会を設置しています。そして、平成16年には委員会等設置会社に移行し、平成18年には会社法に基づく委員会設置会社となり、監査・報酬・指名の3つの委員会は、それぞれ2名の社外取締役と1名の社内取締役で構成され、透明性と健全性の向上に努めています。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(同規則第118条第3号ロ(2))として、平成20年4月23日開催の当社取締役会において、同年6月25日開催の当社定時株主総会において関連議案が承認されることを条件として、当社株式の大量買付行為に関する対応策(以下「旧プラン」といいます。)を導入することを決議し、当該議案につきましては、当社定款第35条に基づき、同株主総会において株主の皆様のご賛同を得て承認可決いただきました。旧プランは、平成23年6月24日開催の当社定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる種々の議論、法令等の改正等を踏まえ、買収防衛策を継続するか否かについて検討を続けてまいりました。

その結果、平成23年5月24日開催の当社取締役会において、当社定款第35条に基づき、同年6月24日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として、旧プランから継続して、当社株式の大量買付行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)を導入することを決議し、同株主総会において承認され、本プランが導入されました。

#### (イ) 本プランの対象となる大量買付行為

本プランは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付けその他具体的な買付方法の如何を問いません。以下同じとします。)、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外しま



す。なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いままたは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。

#### (ロ) 大量買付ルールの設定

##### ・意向表明書の事前提出

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表執行役社長宛に、本プランに定められた所定の手続(以下「大量買付ルール」といいます。)に従う旨の誓約等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

##### ・本必要情報の提供

当社取締役会は、上記 . の意向表明書受領後10営業日(初日不算入)以内に、大量買付者から提供していただくべき、大量買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を記載したリスト(以下「本必要情報リスト」といいます。)を当該大量買付者に対して交付いたします。大量買付者には、当社代表執行役社長宛に、本必要情報リストに従って十分な情報を提供していただきます。

次いで、当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、その他の専門家を含みます。以下「外部専門家等」といいます。)の助言を受けた上で、当該情報だけでは本必要情報として不十分であると合理的に判断する場合には、大量買付者に対して追加的に情報提供を求めることができるものとし、大量買付者から追加的に受領した情報についても同様とします。

##### ・取締役会による評価期間の設定等

当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した後、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、大量買付行為の内容に応じて最長60日間または最長90日間(いずれの場合も初日不算入)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定いたします。但し、当社取締役会が、当初設定した取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことについてやむを得ない事由がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、当社取締役全員が出席する取締役会の全会一致の決議により、取締役会評価期間を合理的に必要な範囲内で、最長30日間(初日不算入)延長できるものとします(なお、当該延長は原則として一度に限るものとします。)

大量買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大量買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、また当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

#### (ハ) 対抗措置の発動

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行うことはあり得るもの

の、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。

但し、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうおそれがあると合理的に認められる場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否かを株主の皆様のご判断に委ねることができるものとします。

また、当社取締役会は、大量買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合、大量買付者の提案する買収の方法が、いわゆる強圧的二段階買付けに代表される、構造上株主の皆様のご判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様にご当社株券等の売却を強要するおそれがある場合等、大量買付行為が一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合には、例外的に対抗措置を発動することがあります。

これに対して、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上することを目的として、対抗措置を発動する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の是非は、外部専門家等の助言を受けた上で、当社取締役会が合理的に判断し、決議いたします。

但し、当社取締役会が、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくことが適切であると合理的に判断した場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。

なお、当社は、本プランにおける対抗措置として、原則として、新株予約権無償割当てを行います。

また、対抗措置発動に係る当社取締役会の決議(株主総会の決議に基づく場合を除きます。)は、取締役全員が出席する取締役会において、全会一致により行うものとします。

## (二) 株主意思の確認手続

当社取締役会は、上記(八)に記載のとおり、株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただく場合には、取締役会評価期間満了後に、法令及び当社定款の定めに従って、速やかに株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間満了後60日以内に株主総会を開催し、大量買付行為への対抗措置の発動に関する議案を株主総会に上程するものとしますが、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合は、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。

株主総会を開催する場合には、大量買付者は、当該株主総会終結時まで、大量買付行為を開始してはならないものとします。

## (ホ) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成23年6月24日開催の当社定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで(平成26年6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで)とし、以降、本プランの継続(一部修正した上での継続を含みます。)については3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト(<http://www.jp.nsk.com/>)に掲載しております。平成23年5月24日付「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続に関する

お知らせ」をご参照ください。

#### 上記 の取組みについての取締役会の判断及びその理由

上記 の取組みは、当社の中長期的な企業価値の向上のための基本的な取組みの一環であり、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を向上させることを目的として実施しているものです。かかる取組みを通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を向上させることにより、上記 記載の当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を毀損する当社株式の大量の買付行為は困難になるものと考えられ、よって、上記 の取組みは、上記 の基本方針の実現に資するものであると考えております。

従いまして、上記 の取組みは上記 の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様のご利益を損なうものではなく、また、当社の役員のご地位の維持を目的とするものではないと考えております。

#### 上記 の取組みについての取締役会の判断及びその理由

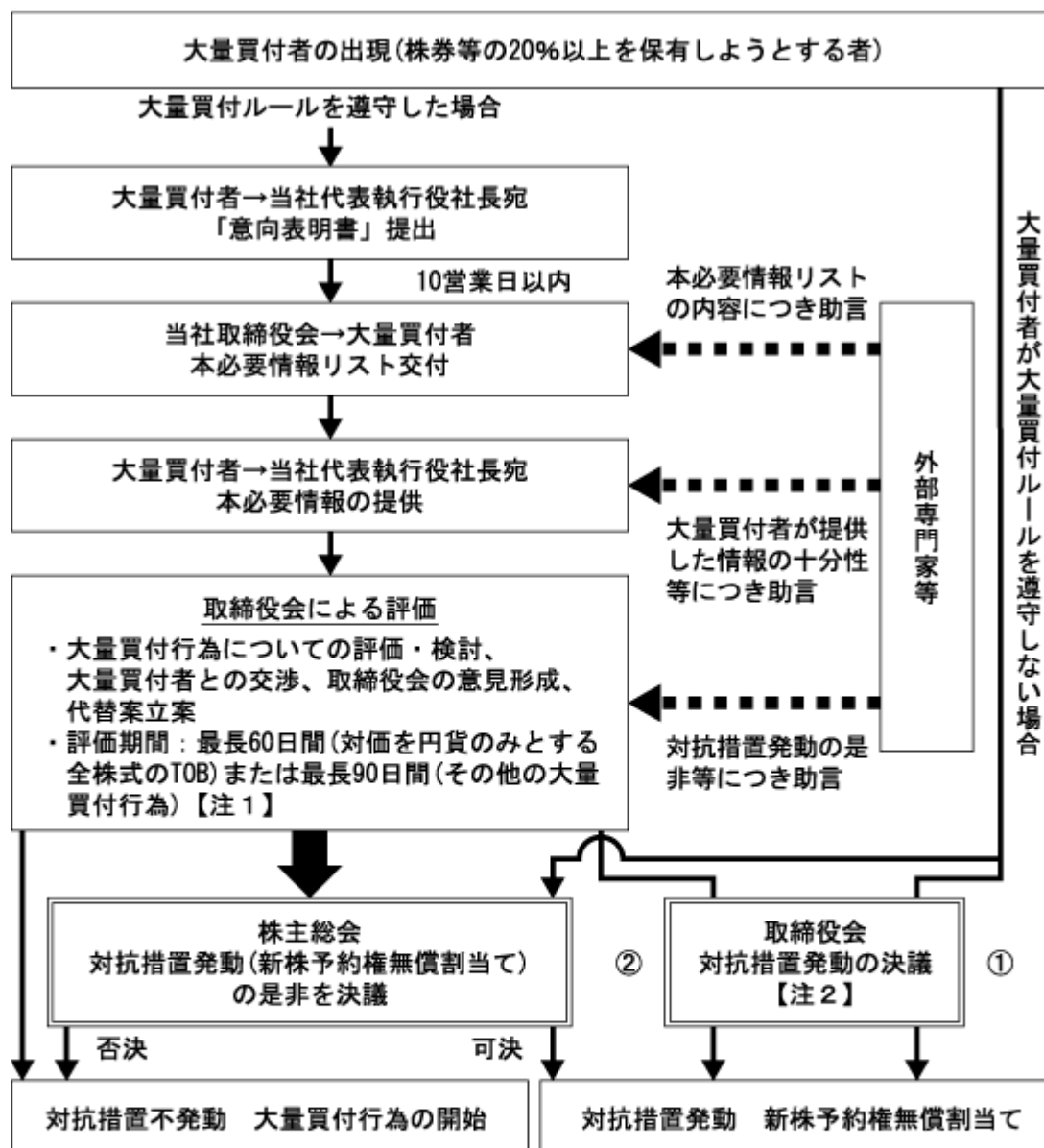
上記 の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求め、最終判断を行う当社株主の皆様が、株式の大量の買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断(インフォームド・ジャッジメント)を行うことができるようにするために導入されるものです。また、上記 の取組みにおいては、そのような情報提供と検討等の期間の確保の要請に応じない大量買付者に対して取締役会決議により対抗措置を発動できることとするとともに、かかる要請に応じた大量買付者であっても、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を著しく損なうおそれがあると合理的に認められる場合には、株主総会決議により対抗措置を発動できる(但し、一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合には、取締役会決議により発動できます。)こととすることで、これらの大量買付者による大量買付行為を防止するものであり、よって、上記 の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。さらに、上記 の取組みにおいては、大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合において対抗措置を発動しようとする場合には、原則として、株主総会を開催して、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこととしており、また、大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合を含め、当社取締役会が対抗措置の発動を決議する場合には、独立性のある社外取締役を含む取締役全員が出席する当社取締役会において、全会一致により行うこととしており、当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記 の取組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

さらに、当社は、本プランの運用における取締役会の判断の恣意性を排除し、本プランの運用の合理性を確保することを目的として、本プランの運用に関して取締役会が準拠すべき手続等を定めた「大量買付行為への対応に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)を制定しています。ガイドラインの制定により、大量買付ルールの適用、対抗措置の発動または不発動等に関する取締役会の判断の客観性が高まり、本プランの運用につき十分な合理性が確保されることとなります。

従いまして、上記 の取組みは上記 の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様のご利益の

益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

### 本プランに係る手続の流れの概要



【注1】但し、社外取締役を含む当社取締役会の全会一致の決議により、最長30日間延長される場合があります(延長は原則として一度に限ります。)

【注2】当社取締役会は、次の場合には、対抗措置を発動することがあります。但し、この発動に係る決定は、社外取締役を含む当社取締役会の全会一致の決議によります。

- ① 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合
- ② 大量買付行為が一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合

【注1】及び【注2】を除く取締役会の決議は、出席取締役の過半数の賛成によりなされます。

本プランの運用に係る手続等については、別途ガイドラインを制定しております。

このフローチャートは、あくまで本プランの概要をわかりやすく説明するための参考とするために作成されたものにすぎず、本プランの詳細については、本文をご参照ください。

#### (5) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、78億59百万円であります。なお、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,700,000,000
計	1,700,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	551,268,104	551,268,104	東京証券取引所(市場第一部) 大阪証券取引所(市場第一部)	単元株式数は1,000株
計	551,268,104	551,268,104		

(注) 「提出日現在発行数」には、平成25年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は、含まれておりません。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年10月1日～ 平成24年12月31日		551,268		67,176		77,923

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,911,000		単元株式数は1,000株
	(相互保有株式) 普通株式 695,000		同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 538,097,000	538,097	同上
単元未満株式	普通株式 1,565,104		
発行済株式総数	551,268,104		
総株主の議決権		538,097	

(注) 1 「単元未満株式」欄には、当社の自己保有株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。

自己保有株式		894株
相互保有株式	NSKワナー(株)	98株
	八木工業(株) (自己名義)	221株
	(他人名義)	261株

2 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己株式) 日本精工(株)	東京都品川区大崎 一丁目6番3号	10,911,000		10,911,000	1.97
(相互保有株式) NSKワナー(株)	東京都品川区大崎 一丁目6番3号	420,000		420,000	0.07
井上軸受工業(株)	大阪府堺市堺区一条通 19番21号	200,000		200,000	0.03
八木工業(株)	群馬県高崎市倉賀野町 3121番地	28,000	47,000	75,000	0.01
計		11,559,000	47,000	11,606,000	2.10

(注) 八木工業(株)は、日本精工取引先持株会(東京都品川区大崎一丁目6番3号)の会員であり、他人名義欄に記載されている株式は全て同持株会名義となっております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	72,726	49,220
受取手形及び売掛金	<sup>1</sup> 155,234	<sup>1</sup> 130,934
有価証券	66,067	82,671
製品	62,881	68,358
仕掛品	37,476	39,875
原材料及び貯蔵品	15,059	17,734
その他	46,202	47,426
貸倒引当金	1,015	1,132
流動資産合計	454,631	435,088
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	70,129	74,825
機械装置及び運搬具（純額）	112,551	122,679
その他（純額）	68,963	68,416
有形固定資産合計	251,644	265,920
無形固定資産	12,526	13,286
投資その他の資産		
投資有価証券	74,811	74,756
前払年金費用	42,712	42,032
その他	9,211	9,093
貸倒引当金	464	465
投資その他の資産合計	126,271	125,417
固定資産合計	390,442	404,624
資産合計	845,073	839,712
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	<sup>1</sup> 137,607	<sup>1</sup> 119,093
短期借入金	84,403	130,924
1年内償還予定の社債	30,000	30,000
未払法人税等	4,764	2,452
その他	<sup>1</sup> 51,725	<sup>1</sup> 40,015
流動負債合計	308,501	322,484
固定負債		
社債	35,000	35,000
長期借入金	147,346	108,384
退職給付引当金	20,990	19,842
役員退職慰労引当金	1,592	1,610
環境対策引当金	136	136
その他	32,439	33,670
固定負債合計	237,506	198,644
負債合計	546,007	521,129



(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	67,176	67,176
資本剰余金	78,340	78,340
利益剰余金	178,186	188,501
自己株式	4,188	4,516
株主資本合計	319,514	329,502
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	14,766	15,084
為替換算調整勘定	53,969	45,992
その他の包括利益累計額合計	39,202	30,907
新株予約権	540	497
少数株主持分	18,212	19,490
純資産合計	299,066	318,582
負債純資産合計	845,073	839,712

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
売上高	536,630	539,434
売上原価	425,589	439,239
売上総利益	111,041	100,194
販売費及び一般管理費	77,855	77,698
営業利益	33,185	22,496
営業外収益		
受取利息	554	383
受取配当金	978	1,193
持分法による投資利益	2,287	2,335
その他	2,429	1,931
営業外収益合計	6,250	5,843
営業外費用		
支払利息	3,653	3,650
その他	4,641	2,826
営業外費用合計	8,294	6,477
経常利益	31,141	21,862
特別損失		
投資有価証券評価損	863	353
特別損失合計	863	353
税金等調整前四半期純利益	30,277	21,508
法人税等	9,469	6,633
少数株主損益調整前四半期純利益	20,807	14,874
少数株主利益	643	1,371
四半期純利益	20,164	13,503

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	20,807	14,874
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,122	339
為替換算調整勘定	11,971	8,433
持分法適用会社に対する持分相当額	166	49
その他の包括利益合計	15,260	8,822
四半期包括利益	5,547	23,697
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,589	21,813
少数株主に係る四半期包括利益	41	1,883

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	30,277	21,508
減価償却費	26,299	25,093
のれん償却額	555	533
貸倒引当金の増減額（は減少）	71	67
退職給付引当金及び前払年金費用の増減額	44	857
受取利息及び受取配当金	1,533	1,577
支払利息	3,653	3,650
持分法による投資損益（は益）	2,287	2,335
投資有価証券評価損益（は益）	863	353
売上債権の増減額（は増加）	15,819	26,843
たな卸資産の増減額（は増加）	17,518	6,534
仕入債務の増減額（は減少）	15,923	19,481
その他	1,615	8,009
小計	38,825	39,255
利息及び配当金の受取額	3,978	3,572
利息の支払額	3,257	3,449
法人税等の支払額	9,027	9,033
営業活動によるキャッシュ・フロー	30,519	30,344
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の純増減額（は増加）	333	1,867
有価証券の取得による支出	3,600	4,800
有価証券の売却による収入	4,044	6,004
有形固定資産の取得による支出	36,374	34,066
有形固定資産の売却による収入	1,126	570
投資有価証券の取得による支出	482	211
投資有価証券の売却による収入	307	822
貸付けによる支出	46	64
貸付金の回収による収入	73	96
その他	3,691	2,609
投資活動によるキャッシュ・フロー	38,976	32,391

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（ は減少）	7,423	8,086
長期借入れによる収入	62,343	1,761
長期借入金の返済による支出	12,466	4,880
社債の償還による支出	300	-
自己株式の取得による支出	7	324
配当金の支払額	6,353	6,346
少数株主への配当金の支払額	380	605
その他	6	244
財務活動によるキャッシュ・フロー	50,251	2,552
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,728	1,093
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	39,066	3,505
現金及び現金同等物の期首残高	120,333	135,307
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	157	101
現金及び現金同等物の四半期末残高	159,241	131,700

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	
(1) 連結の範囲の重要な変更	第1四半期連結会計期間より、新たに設立した韓国NSKテクノロジー社を連結の範囲に含めております。また、NSKプレシジョン(株)は第2四半期連結会計期間において当社が吸収合併したため、連結の範囲から除外しております。
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更	当第3四半期連結会計期間より、新たに設立した東振恩斯克精密機械部品(蘇州)有限公司を持分法適用の範囲に含めております。
(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更	連結子会社のうち、従来12月31日を決算日としておりました海外連結子会社2社につきましては、当連結会計年度より決算日を3月31日に変更しております。 なお、決算期変更に伴う3ヶ月間の損益は、利益剰余金に計上しております。

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)	当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

- 当第3四半期連結会計期間末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第3四半期連結会計期間末日は金融機関休業日のため、次の満期手形が当第3四半期連結会計期間末日の残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
受取手形	1,415百万円	1,351百万円
支払手形	691	362
流動負債その他 (設備関係支払手形)	2	17

## 2 偶発債務ほか

### (1) 当社従業員の財形貸付融資に対する債務保証額

前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
19百万円	13百万円

### (2) 連結会社以外の会社の金融機関借入等に対する債務保証額

前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
MSPインダスト リーズ社 354百万円	MSPインダスト リーズ社 267百万円

### (3) 手形債権信託契約に基づく債権譲渡高

前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
4,245百万円	3,639百万円

## 3 訴訟事項等

### (前連結会計年度)

該当事項はありません。

### (当第3四半期連結会計期間)

#### 東京地方検察庁による起訴等について

当社の本社及び関係営業所は、平成23年7月に、当社のベアリング(軸受)製品の取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受けました。また、当社は、平成24年4月に、独占禁止法違反の容疑により、東京地方検察庁特別捜査部及び公正取引委員会による捜索を受けました。さらに、当社並びに当社の元役員及び元従業員は、平成24年6月に、ベアリング(軸受)製品の取引に関する独占禁止法違反の容疑により、東京地方検察庁から起訴されました。加えて、当社のドイツにおける販売子会社は、平成23年11月に、ベアリング(軸受)製品の取引に関してEU競争法違反の疑いがあるとして、欧州委員会による立入検査を受けました。また、当社の米国における子会社は、平成23年11月に、ベアリング(軸受)製品の取引に関する情報の提供を求める召喚状を米国司法省から受領いたしました。さらに、当社の韓国における製造・販売子会社は、平成24年7月に、ベアリング(軸受)製品の取引に関して独占規制及び公正取引に関する法律(公正取引法)違反の疑いがあるとして、韓国公正取引委員会による立入検査を受けました。

当社及び当社グループといたしましては、国内外の関係当局による調査等に全面的に協力しております。

なお、これらの結果として、今後、課徴金等による損失が発生する可能性があります。現時点ではその金額を合理的に見積ることは困難であり、当社の経営成績等に与える影響は明らかではありません。

#### 米国における集団訴訟の提起について

米国において、原告であるベアリング(軸受)製品の購入者等の代表者から、当社及び当社の米国子会社を含む被告らに対して複数の集団訴訟が提起されております。原告は、被告らが共謀して、米国において、ベアリング(軸受)製品の取引に関する競争を制限した等と主張し、被告らに対して、損害賠償、対象行為の差止め等を請求しております。

当社及び当社の米国子会社といたしましては、原告による請求に対して、正当性を主張して争っていく所存です。なお、訴状には、請求金額の記載はありませんが、当該訴訟の結果として、当社の経営成績等へ影響を及ぼす可能性があります。

また、当社又は当社の子会社若しくは関係会社は、上記訴訟と同種の訴訟を今後提起される可能性があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年12月31日)
現金及び預金勘定	53,736百万円	49,220百万円
預入期間が3か月を 超える定期預金	1,550	1,580
取得日から3か月以内に償還期限 の到来する有価証券	104,055	81,060
流動資産のその他勘定より 売掛債権等信託受益権	3,000	3,000
現金及び現金同等物	159,241	131,700

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月24日 取締役会	普通株式	3,245	6.00	平成23年3月31日	平成23年6月14日	利益剰余金
平成23年10月31日 取締役会	普通株式	3,245	6.00	平成23年9月30日	平成23年12月2日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月24日 取締役会	普通株式	3,245	6.00	平成24年3月31日	平成24年6月1日	利益剰余金
平成24年10月30日 取締役会	普通株式	3,242	6.00	平成24年9月30日	平成24年12月4日	利益剰余金



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	産業機械	自動車	計				
売上高							
外部顧客への売上高	193,882	316,975	510,858	25,772	536,630	-	536,630
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	21,208	21,208	21,208	-
計	193,882	316,975	510,858	46,981	557,839	21,208	536,630
セグメント利益	20,790	15,036	35,826	2,617	38,443	5,258	33,185

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、鋼球の製造・販売事業、機械設備製造事業及び液晶パネル用露光装置などのシステム関連製品の製造・販売事業等を含んでおります。
- 2 セグメント利益の調整額 5,258百万円には、セグメント間取引消去125百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 5,383百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。
- 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	産業機械	自動車	計				
売上高							
外部顧客への売上高	161,996	358,237	520,233	19,200	539,434		539,434
セグメント間の内部売上高 又は振替高				21,305	21,305	21,305	
計	161,996	358,237	520,233	40,506	560,740	21,305	539,434
セグメント利益	10,150	16,598	26,749	1,639	28,388	5,891	22,496

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、鋼球の製造・販売事業、機械設備製造事業及び液晶パネル用露光装置などのシステム関連製品の製造・販売事業等を含んでおります。
- 2 セグメント利益の調整額 5,891百万円には、セグメント間取引消去67百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 5,959百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。
- 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	37円30銭	25円00銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	20,164	13,503
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	20,164	13,503
普通株式の期中平均株式数(千株)	540,564	540,204
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	37円30銭	
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	46	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	該当事項はありません。	同左

(注) 当第3四半期連結累計期間の「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額」については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

## (重要な後発事象)

当社のシンガポールにおける販売子会社は、平成25年2月6日(現地時間)に、ベアリング(軸受)製品の取引に関して、競争法違反の疑いがあるとして、シンガポール競争法委員会による立入検査を受けました。当社及び当社グループといたしましては、シンガポール競争法委員会による調査に全面的に協力しております。

なお、上記調査は現在も継続中であり、その結果として当社の経営成績等へ影響を及ぼす可能性があります。

## 2【その他】

平成24年10月30日開催の取締役会において、第152期中間配当に関し次のとおり決議いたしました。

中間配当額 3,242,137,260円

1株当たり中間配当金 6円00銭

中間配当金支払開始日 平成24年12月4日

(注) 平成24年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、支払いを行います。

## (重要な訴訟事項等)

## 東京地方検察庁による起訴について

当社並びに当社の元役員及び元従業員は、平成24年6月に、ベアリング(軸受)製品の取引に関する独占禁止法違反の容疑により、東京地方検察庁から起訴されました。

なお、本件の結果として、今後、課徴金等による損失が発生する可能性があります。現時点では、その金額を合理的に見積ることは困難であり、当社の経営成績等に与える影響は明らかではありません。

#### 米国における集団訴訟の提起について

上記1 [四半期連結財務諸表] [注記事項] (四半期連結貸借対照表関係) 3 訴訟事項等に記載のとおり、米国において、原告であるベアリング(軸受)製品の購入者等の代表者から、当社及び当社の米国子会社を含む被告らに対して複数の集団訴訟が提起されております。

なお、訴状には、請求金額の記載はありませんが、当該訴訟の結果として、当社の経営成績等へ影響を及ぼす可能性があります。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月12日

日本精工株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原	勝	彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阪	中	修
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武	藤	太一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本精工株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本精工株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。